

中国における知的財産権の最新情報について (2016年9月)

PART	「I:中国 IP 保護の最新情報	2
1.	ALUK GROUP、「ALUK」、「ALU-K」商標侵害、不正競争訴訟に勝利(HFG 代理事件)	2
2.	王健林氏、ウェイチャット公式アカウントによる名誉侵害裁判に勝訴	3
3.	陽澄湖蟹、捕り解禁の前に市場に出現か	4
4.	「楚楚街」商標紛争事件、原告の損害賠償請求は認められず	5
PART	Ⅲ:中国 IP 産業最新動向(6
5.	上海浦東新区知的財産権局、知的財産に関する奨励政策を更新に	6
6.	ウェイチャットモメンツ、ミニブログでの公開情報、刑事事件の証拠になるのか	. 7



PART I:中国 IP 保護の最新情報

1. ALUK GROUP、「ALUK」、「ALU-K」商標侵害、不

正競争訴訟に勝利(HFG 代理事件)





(ALUK プロジェクト例:建具システム)

近日、浙江省嘉興市中級人民法院は、阿魯克集団公司(ALUK GROUP S.P.A)、阿魯克股份公司(ALUK S.A.)、阿魯克幕壁門窓系統(上海)有限公司(前記 3 社は以下「原告」と略す)が浙江阿魯克幕壁門窓系統有限公司及びその実質経営者夏永(以下は「被告」と略す)による商標権侵害および不正競争行為に対する損害賠償請求事件について、判決を下した。結果、被告として①企業名の変更、②原告に対する80万元の経済損失賠償、③原告に対する影響を取り除くために公開で謝罪することになった。

ALUK は 1969 年に設立され、イタリアの建具・カーテンウォールメーカとしてグローバルで知名度を有している。同社は、2001 年に上海で拠点を設立し、中国域内で「阿魯克」、「ALUK」ブランドを中心に建具、カーテンウォール製品の経営活動を展開した。同社製品は、長年の実績(特に高級不動産プロジェクトに納品すること)により中国で知名度を有している。

被告である夏永氏は、原告の元社員として、「阿魯克」、「ALUK」のブランド価値を十分理解しているにもかかわらず、原告から退社後に原告の商号に近似した「浙江阿魯克幕壁門窓系統有限公司」を登録し、「ALUK」商標を出願した。そして被告は、自主生産した建具製品に「阿魯克」、「ALUK」マークを使用し、購入者・消費者を混同させるためにイタリアで生産拠点を設立したこともないのに「Made in Italy」のような虚偽宣伝をしていた。

[HFG's Comments]

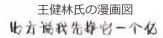
本件の代理経験を整理すると、案件を対処する過程の中、証拠収集及び判決執行を確保するために、証拠保全(主に建物に取り付けられた建具)及び財産保全を請求し、浙江省嘉興市中級人民法院の支持を得たのはポイントです。

証拠の保全は、知的財産権事件において、侵害行為の成立及び損害賠償金額の査定に係る難点です。また、被告の経営口座の特定も裁判の結果に繋がります。本件は、浙江省の中級人民法院において、損害賠償額上の有数な高額例になります。



2. 王健林氏、ウェイチャット公式アカウントによる名誉 侵害裁判に勝訴

近日、北京市第三中級人民法院は、ウェイチャット公式アカウント「王建林」による名誉損害事件について、判決を下した。結果、被告である浩港電子インターネット有限公司(以下は「被告」という)は、名誉損害行為の成立で原告である中国資産家・万達グループ会長の王健林氏(以下は「原告」という)に公開謝罪し、





7万元の精神損害と1万元の公証費を負担することになった。

2015年9月、被告はウェイチャットで「王建林」という公式アカウントを登録し、アカウントマークとして原告の肖像を利用した。同アカウントからは、4~10稿/日の頻度で文章を発表しており、一部の文章のタイトルには、読者の注目を集めるために低俗な表現を盛り込まれた。また、同アカウントで、原告の名義を利用した「成功学」テキスト・資料が販売されており、インターネットマルチ組織の案内情報が掲載されている。

これを知った原告は、被告に①当該アカウントの運営を直ちに中止すること、②当該アカウントにおける全ての文章を削除し、謝罪声明を公表すること、③1,000万元の損害賠償、を要求した。しかし、被告は、当該アカウント名である「王建林」が原告の氏名「王健林」に完全に一致していない理由で、侵害行為の成立を否定した。

結果、①原告から提出された「王建林」が原告の別名である証拠が採用されたことで、被告による対原告の**氏名権侵害**が成立した、②被告は当該アカウントにおいて原告の肖像を使用したことは、読者に対して原告本人との混同を引き起こすもので、被告による対原告の**肖像権侵害**が成立した。また、被告による対原告の氏名権侵害行為及び肖像権侵害行為は、原告の社会上のイメージに不良な影響を与えるもので、被告による対原告の名誉毀損が成立した。

[HFG's Comments]

ウェイチャットのような社交プラ ットフォームの公式アカウントは、公 衆から注目を集めるほど価値が高い ものです。インターネット企業では、 公式アカウントでオリジナルな内容 を発表し、一般ユーザーから注目を集 めながら、広告を掲載するビジネスモ デルがあります。近年、社交プラット フォームの公式アカウント上におけ る「傍名牌」(知的財産の不正利用) 行為は多発しています。有名人の名前 に誇張な内容で一般ユーザーを誘致 する行為は、「傍名牌」の1種になり ます。インターネットの普及により SNS が繋栄している時代の下、氏名 権、肖像権、名誉権、プライバシー権 などに関しても、十分な注意や配慮が 必要となるでしょう。



3. 陽澄湖蟹、捕り解禁の前に市場に出現か





秋は上海蟹の季節になる。上海蟹の内、最も人気あるのは「陽澄湖蟹」になろう。近日、蘇州市陽澄湖蟹業界協会は、各地の市場で現れた「本物陽澄湖蟹」に対し、捕り解禁日である 9 月 23 日の前に販売されているものは本物ではないと声名を公表した。

同協会によると、陽澄湖蟹の品質に関して統一な基準が既に施行されている。また、真偽を区別するために、本物の陽澄湖蟹の足には、生産情報を追跡できる銘柄が二つ付けられている。それぞれの銘柄で記載されている情報で蘇州市品質管理監督局防偽センター、陽澄湖蟹業界協会に真偽を確認できる。

また、一部の業者は、仕入先の二ーズに応じて銘柄を提供しているこ 行為対して、同協会は、虚偽宣伝や不正品流通に協力する不正行為への 摘発を強化し、正規ルートから購入することを推薦するという。

[HFG's Comments]

原産地名称とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価及びその他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示です。その特徴は、①商品に一定の品質等の特性があり、②その特性とその商品の地理的原産地が結びついている場合に、③その原産地を特定することとなる表示を地理的表示と呼んでいることとなります。例えば、「景徳鎮瓷器」です。

本件における「陽澄湖蟹」も原産 地保護の商品になります。原産地認 証マークを偽造する行為は、品質法 に違反しており、商標権侵害にもな ります。不正業者に対しては、陽澄 湖蟹業界協会から法的責任をしてお り、関連の管理監督部門により取り 締られていましょう。



4. 「楚楚街」商標事件、原告の賠償請求は認められず





原告による登録商標

被告による登録商標

近日、北京市海淀人民法院は、「楚楚街」商標紛争事件に対し判決を下した。結果、被告による商標侵害行為は成立しないことで幕を下ろした。原告である曹女史は、山東でアパレルチェーンを経営しており、2015年9月に商標権侵害の理由で被告である「北京酷溜インターネット科技有限公司」を起訴した。原告は、2014年に第25区分で「楚楚街」商標を出願し登録を完成した。被告は、「90後」世帯での人気モバイル APPを経営しており、「楚楚街」商標を第35区分で出願し登録を完成した。

原告は商標侵害の理由で、被告に対し、①侵害行為を中止し謝罪し、 ②損害賠償 8,000 元、を主張した。被告は、①出願商標に対し著作権を 所有することで先願権利を主張し、②係争商標の登録区分がそれぞれ 25 区分、35 区分になるため、区分の類似に至らない、と主張した。

結果、裁判所は、原告商標が第 25 区分の「被服」で出願されているものの、被告商標が第 35 区分の「契約による販売代理」で出願されていることから、区分上の類似を認めなかった。また、被告は原告ブランドの商標を販売する事実が証明されていないことから、被告による商標侵害行為が不成立と判決を下した。

[HFG's Comments]

中国では、国内外の知名ブランドの商標を冒認登録して、訴訟で高額の賠償金を要請する職業商標出願師がいます。近年、「ニューバランス」事件のような職業商標出願師が裁判に勝利した事例もありました。一方、「Sotheby's 競売店」事件(本事件は二審に再審を経過した)のような、未登録の馳名商標として認定を取得したこと職業商標出願師による裁判に勝利した事例もありました。本件の場合、原告は商標区分に関して十分に理解しておらず、職業商標出願師としては「プローではない」姿勢を見せたものでしょう。



PART II:中国 IP 産業最新動向

5. 上海浦東新区知的財産権局、知財の奨励政策を更新に



近日、上海浦東新区知的財産局は、「浦東新区科技発展ファンドの知的 財産権の援助資金の操作細則」(以下は「細則」と略す)を更新した。更 新内容のポイントは以下になる。

- ① 発明特許に対する援助額の引き上げ。中国で登録される発明特許に対し、1件当たりの援助額は1,000元から2,000元に引き上げる。また、企業による海外発明特許登録に対する年度支援額の上限は、25万元から100万元に引き上げる。
- ② 優秀商標、浦東の老舗ブランドに対する支援を拡大し、企業によるブランド知名度の拡大、商標権保護、老舗ブランドの伝承を奨励する。
- ③ 知的財産権の保護に対する援助を強化する。企業に対して、国内外に係らず知的財産権保護の援助額の上限を50万元に統一する。また、知的財産権に関する紛争について、仲裁機関に対する援助額の上限を20万元から40万元に引き上げる。

[HFG's Comments]

上海浦東新区内の知的財産関連の 奨励策、支援策は、援助額上いおい ても具体化の程度上においても中国 の先頭に立っています。この度の「細 則」は、上海浦東新区の知的財産、 科学技術面で中国国内企業による優 秀な技術、ブランドの発展を奨励す る積極的な戦略を示したものです。



6. ウェイチャットモメンツ、ミニブログでの公開情報、 刑事事件の証拠になるのか





近日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部は共同で「刑事事件の対処における電子データの収集・抽出と審査・判断に係る若干の問題に関する規定」(以下は「規定」と略す)を公布した。「規定」は2016年10月1日より施行される。

規定によると、ウェイチャットモーメンツ、ミニブログ、BBS、クラウド上で発表された情報は、電子データ証拠として取扱われる。現在、電子データ証拠の対象範囲は以下となる。

- ネットページ、ブログ、ミニブログ、モメンツ、BBS、クラウドなどインターネットプラットフォームで発表・公開された情報。
- ② 携帯電話メッセージ、電子メール、即時通信、通信グループなどインターネットを応用する通信情報。
- ③ ユーザー登録情報、身分認証情報、電子取引記録、通信記録、登録口 グなど情報。
- ④ 文字、写真、音声、動画、デジタル証明書、プログラムコードなどの 電子ファイル。

今回の「規定」公布に対し、世論では今後モメンツやブログを出す前に再三に確認しなければならないと懸念している。なお、専門家は、「規定」の対象範囲は、あくまでに刑事事件に限られており、電子データに対する証拠保全について、明確な規定・制限が存在しているという。

[HFG's Comments]

近年、模造品の販売者は、ウェイチャットモメンツにおける模造品の情報を案内しバイヤーを誘致して、ウェイチャットなど社交 APP に搭載されているオンライン決済ルートを通して代金を回収する手段で、刑事捜査を回避しています。無論、このような手段は、監督管理から逃げられるものではありません。

最近、当所はあるグローバルで知名的なブランドオーナーの代理として、中国公安部門に協力し、模造品犯罪集団事件の解決に貢献しました。同犯罪集団は、オフラインで模造品を大量に販売していたものの、支付宝などのオンライン決済ルートで代金を回収していました。当所は自主調査で当該犯罪集団の販売モードを把握し、ウェイチャット支払い、支付宝などにおける決済証拠を確保したことにより、中国公安部門から評価されました。

HFG 法律事務所

2016年10月10日



弊所概況

HFG は 2003 年以来、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する法律事務所として、世界各産業のクライアントに高基準、高品質のサービス提供しております。HFG はクライアントのニーズを十分理解したうえ、クライアントの最大商業利益を追求しています。現在、HFG は三つの組織で構成されており、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨詢有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司になります。HFG は北京、上海の 2 本部体制でサービスを提供しております。

HFG は長年で実務経験を積上げており、深く多様な知識に多言語で対応していることを目指しています。中国の各省、直轄市、自治区等の司法、行政機関と効率のあるコミュニケーションを取っており、クライアントのために多方面、多角度から知的財産権業務を進んでおります。HFG は知的財産権に関する訴訟・非訴訟案件、ビジネス及びコーポレートのリーガルサービス、ライセンス取得、特許技術の収益化など専門分野を集約して、無形資産を重視するクライアントのためにワンストップソリューションを提供できます。HFG はIT・通信、機械・設備、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品・医薬品など様々な産業のクライアントにサービスを提供しております。

HFG が代理した案件は、数年連続で中国公安部の「十大典型的案例」及び「五大経典的案例」、中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会の「中国知的財産権案件ベスト 10」、複数の省の中級、高級人民法院の「年度典型訴訟案件」に入選されました。HFG は長年の努力により数年連続で数多くのグローバルクライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」を受賞しました。2010 年以来、HFG は「Legal 500」より数年連続上海地区で知的財産権業務「第一位」に入選しました。「知的財産権管理」からの推薦を得ました。チェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」からの評価を得ています。













本号について、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にてお問い合わせください。

Tel: +86 21 5213 5500 Fax: *86 21 5213 0895

Mail: hding@hfgip.com、lli@hfgip.com、Hfg_china@hfgip.com

- ◆ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ ご利用に関して全て御自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ◆ 当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当所はその正確性を保証するものではありません。
- ◆ 当資料の内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承ください。
- ◆ 当資料は著作物であり、著作権により保護されております。全文又は一部を転載する場合は出所を明記してください。